

健康保険法

社会保険労務士講座テキスト

目次

第1章 総則・保険者	1
第1節 総則・保険者	1
1. 目的(法1条)	1
2. 基本的理念(法2条)	1
3. 保険者(法4条)	1
4. 全国健康保険協会管掌健康保険(法5条)	2
5. 組管掌健康保険(法6条)	3
6. 2以上の事業所に使用される者の保険者(法7条)	3
第2節 全国健康保険協会	4
1. 設立及び業務(法7条の2)	4
2. 定款(法7条の6)	5
3. 役員(法7条の9)	5
4. 運営委員会(法7条の18)	6
5. 評議会(法7条の21)	6
6. 協会の運営(法7条の25～7条の39)	6
第3節 健康保険組合	9
1. 健康保険組合(法8条・9条1項)	9
2. 健康保険組合の設立(法11条～22条)	9
3. 健康保険組合の合併、分割、解散(法23条～26条)	12
4. 健康保険組合の運営	13
5. 指定健康保険組合による健全化計画の作成(法28条)	14
6. 健康保険組合連合会(法184条・185条)	14
7. 健康保険組合間の財政調整(法附則2条)	15
8. 地域型健康保険組合(法附則3条の2)	16
第2章 被保険者・被扶養者	17
第1節 適用事業・被保険者	17
1. 強制適用事業所(法3条3項)	17
2. 任意適用(法31条)	19
3. 任意適用事業所の取消(法33条)	20
4. 適用事業所の一括(法34条)	20

5.	被保険者(法3条1項本文).....	21
6.	適用除外(法3条1項但書).....	22
7.	資格取得の時期(法 35 条).....	25
8.	資格喪失の時期(法 36 条).....	25
9.	共済組合に関する特例(法 200 条).....	26
第2節 任意継続被保険者等		27
1.	任意継続被保険者(法3条4項・37 条).....	27
2.	特例退職被保険者(法附則3条1項).....	28
第3節 確認		30
1.	得喪の確認・確認の請求(法 39 条1項).....	30
2.	情報の提供等(法 51 条の2).....	30
第4節 被扶養者		31
1.	被扶養者の範囲(法3条7項).....	31
2.	生計維持の認定基準.....	34
第3章 標準報酬月額・標準賞与額		36
1.	報酬及び賞与の定義(法3条5項、6項).....	36
2.	現物給与の価額(法 46 条).....	37
3.	標準報酬月額(法 40 条1項).....	38
4.	弾力的調整(法 40 条2項、3項).....	40
5.	定時決定(法 41 条).....	40
6.	資格取得時決定(法 42 条).....	42
7.	随時改定(法 43 条).....	43
8.	育児休業等を終了した際の改定(法 43 条の2).....	45
9.	産前産後休業を終了した際の改定(法 43 条の3).....	46
10.	報酬月額の算定の特例(法 44 条).....	47
11.	任意継続被保険者の標準報酬月額(法 47 条).....	48
12.	特例退職被保険者の標準報酬月額(法附則3条4項).....	48
13.	標準賞与額の決定(法 45 条1項).....	49
第4章 届出等		50
1.	事業主の届出・報告等(法 48 条).....	50
2.	被保険者の申出・届出等.....	52
3.	被保険者証の交付等.....	53
4.	通知(法 49 条).....	54

第5章 保険給付 55

第1節 保険給付の通則 55

1. 保険給付の種類 55
2. 健康保険組合の付加給付(法 53 条) 55
3. 法人の役員である被保険者等の特例(法 53 条の2) 56
4. 併給の調整等 57
5. 保険給付の支給期日(法 56 条) 58
6. 損害賠償請求権の代位取得(法 57 条) 58
7. 不正利得の徴収等(法 58 条) 59
8. 文書の提出等(法 59 条・121 条) 60
9. 診療録の提示等(法 60 条) 60
10. 受給権の保護・租税公課の禁止(法 61 条・62 条) 60

第2節 保険給付①〔療養の給付〕 61

1. 療養の給付の範囲(法 63 条) 61
2. 療養の給付の受給方法(法 63 条3項) 62
3. 保険医又は保険薬剤師(法 64 条) 63
4. 保険医療機関又は保険薬局(法 65 条) 65
5. 社会保険医療協議会への諮問(法 82 条・社医協法2条) 66
6. 一部負担金(法 74 条1項・令 34 条1項) 67
7. 一部負担金の額の特例(法 75 条の2) 69
8. 診療報酬(法 76 条) 69

第3節 保険給付②〔医療給付〕 70

1. 入院時食事療養費(法 85 条) 70
2. 入院時生活療養費(法 85 条の2) 72
3. 保険外併用療養費(法 86 条) 74
4. 療養費(法 87 条1項) 76
5. 訪問看護療養費(法 88 条) 77
6. 移送費(法 97 条) 79

第4節 保険給付③〔現金給付〕 80

1. 傷病手当金の支給要件(法 99 条1項) 80
2. 傷病手当金の支給金額等(法 99 条2項) 81
3. 傷病手当金と報酬、その他の給付等との調整 83
4. 埋葬料(法 100 条1項・令 35 条) 85
5. 埋葬費(法 100 条2項) 86

6.	出産育児一時金(法 101 条・令 36 条)	87
7.	出産手当金(法 102 条)	88
第5節 保険給付④〔喪失後の保険給付〕		89
1.	傷病手当金又は出産手当金の継続給付(法 104 条)	89
2.	資格喪失後の死亡に関する給付(法 105 条)	90
3.	資格喪失後の出産育児一時金の給付(法 106 条)	90
4.	被保険者が日雇特例被保険者等となった場合(法 98 条)	91
5.	船員保険の給付との調整(法 107 条)	91
第6節 保険給付⑤〔被扶養者の保険給付〕		92
1.	家族療養費(法 110 条)	92
2.	家族訪問看護療養費(法 111 条)	93
3.	家族移送費(法 112 条)	93
4.	家族埋葬料(法 113 条・令 35 条)	94
5.	家族出産育児一時金(法 114 条・令 36 条)	94
第7節 保険給付⑥〔高額療養費等〕		95
1.	高額療養費(法 115 条)	95
2.	高額療養費多数回該当(令 42 条1項他)	98
3.	特定疾病患者の負担軽減(令 41 条9項)	98
4.	75 歳到達月の自己負担限度額の特例	99
5.	高額介護合算療養費(法 115 条の2)	100
第8節 保険給付の制限		102
1.	絶対的給付制限(法 116 条)	102
2.	相対的給付制限(法 117 条)	102
3.	少年院等の給付制限(法 118 条)	102
4.	指示に従わない場合の給付制限(法 119 条)	103
5.	不正に対する給付の制限(法 120 条)	103
6.	物件不提出等の場合(法 121 条)	103
第6章 日雇特例被保険者		104
第1節 日雇特例被保険者		104
1.	日雇労働者(法3条8項)	104
2.	日雇特例被保険者(法3条2項)	104
3.	日雇特例被保険者手帳(法 126 条)	105
4.	保険者(法 123 条)	105

5.	賃金(法3条9項)	105
6.	標準賃金日額(法 124 条)	106
7.	賃金日額(法 125 条)	106
第2節 日雇特例被保険者の保険給付		107
1.	保険給付の種類(法 127 条)	107
2.	療養の給付等(法 129 条・142 条他)	107
3.	傷病手当金(法 135 条)	108
4.	出産育児一時金等(法 137 条・144 条)	109
5.	出産手当金(法 138 条)	110
6.	特別療養費(法 145 条)	110
7.	高額療養費等(法 147 条・147 条の2)	112
8.	他の医療保険による給付等との調整(法 128 条)	112
第7章 費用負担		113
第1節 国庫負担・国庫補助		113
1.	国庫負担(法 151 条・152 条)	113
2.	給付等の国庫補助(法 153 条1項・法附則5条)	113
3.	日雇特例被保険者の国庫補助(法 154 条1項)	114
4.	特定健康診査等に係る国庫補助(法 154 条の2)	114
第2節 保険料		115
1.	保険料(法 155 条)	115
2.	保険料等の交付(法 155 条の2)	115
3.	被保険者の保険料額(法 156 条・令 45 条)	115
4.	協会の一般保険料率(法 160 条)	117
5.	組合管掌健康保険の一般保険料率(法 160 条 13 項)	119
6.	特定保険料率、基本保険料率(法 160 条 14 項、15 項)	119
7.	介護保険料率(第 160 条 16 項)	119
8.	準備金(法 160 条の2)	120
9.	保険料の負担及び納付義務(法 161 条)	120
10.	保険料の納付(法 164 条)	121
11.	保険料の源泉控除(法 167 条)	121
12.	保険料の徴収の特例(法 158 条)	122
13.	育児休業等期間中の保険料免除(法 159 条)	122
14.	任意継続被保険者の保険料の前納(法 165 条)	123
15.	口座振替による保険料の納付(法 166 条)	124
16.	保険料の繰上徴収(法 172 条)	124

17.	保険料等の督促(法 180 条1項～3項)	124
18.	滞納処分(法 180 条4項、5項)	125
19.	延滞金(法 181 条)	126
20.	協会による広報、保険料の納付勧奨等(法 181 条の2)	127
21.	先取特権の順位(法 182 条)	127
第3節 日雇特例被保険者に係る保険料		128
1.	日雇特例被保険者の保険料額(法 168 条1項)	128
2.	日雇特例被保険者の保険料の負担等(法 169 条)	128
3.	日雇特例被保険者の保険料額の告知等(法 170 条)	129
4.	日雇拠出金の徴収及び納付義務(法 173 条)	130
第8章 不服申立て等		131
第1節 不服申立て		131
1.	審査請求及び再審査請求(法 189 条)	131
2.	社会保険審査会に対する審査請求(法 190 条)	132
3.	訴訟との関係等(法 191 条・192 条)	132
第2節 雑則等		133
1.	時効(法 193 条)	133
2.	印紙税の非課税(法 195 条)	133
3.	戸籍事項の無料証明(法 196 条)	133
4.	保健事業及び福祉事業(法 150 条)	134
5.	報告等(法 197 条)	134
6.	立入検査等(法 198 条)	135
7.	資料の提供(法 199 条)	135
8.	厚生労働大臣と協会の連携(法 199 条の2)	135
9.	情報の提供等(法 205 条の3)	135
10.	財務大臣への権限の委任(法 204 条の2)	136
11.	地方厚生局長等への権限の委任(法 205 条)	136
12.	機構への権限の委任(法 204 条)	137
13.	機構への事務の委託(法 205 条の2)	138
14.	支払基金等への事務委託(法 205 条の4)	138
第3節 罰則		139
1.	罰則(法 207 条の2～222 条)	139
2.	両罰規定(法 214 条)	140

第1章 総則・保険者

第1節 総則・保険者

1. 目的(法1条)

健保法は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労災法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

Hop!

1. 健保法は、大正11年4月に制定され、昭和2年1月に全面施行されており、日本で最も古い社会保険に関する法律である。

また、従来は、業務外の事由による疾病、負傷等について保険給付が行われていたが、平成25年10月より、業務上の疾病、負傷等であっても、労災保険の支給対象とならないとき（副業として行う請負業務やシルバー人材センターの業務など）は、健康保険の保険給付が行われることとされている。

2. 基本的理念(法2条)

健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

3. 保険者(法4条)

健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする。

Hop!

1. 健康保険の保険者は、政府及び健康保険組合であったが、平成 20 年 10 月から、新たに公法人である**全国健康保険協会**（以下「**協会**」という。）が設立され、協会が政府に代わって保険者として健康保険（**全国健康保険協会管掌健康保険**）を運営している。

＊日雇特例被保険者の保険の保険者は、協会のみである。（法 123 条 1 項）

4. 全国健康保険協会管掌健康保険(法5条)

- (1) **協会**は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下同じ。）の保険を管掌する。
- (2) 上記(1)の規定により**協会**が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の**資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収**（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、**厚生労働大臣**が行う。

Hop!

1. 協会は、健康保険組合の組合員以外の全ての被保険者の健康保険を管掌している。この協会が管掌する健康保険を、「**全国健康保険協会管掌健康保険**」という。

Step!!

2. 協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者資格の得喪や保険料徴収等の適用・徴収業務については、協会管掌健康保険と厚生年金保険の適用が重なることから、事務の効率性や事業所の負担軽減等を図るため、**厚生年金保険と一体的に**厚生労働大臣が行う。なお、任意継続被保険者に係る手続は、協会が直接行う。

Jump!!!

3. 平成 22 年 1 月の日本年金機構法の施行により、新たに非公務員型の年金公法人である**日本年金機構**（以下「**機構**」という。）が設置され、厚生労働大臣の直接的な監督の下に、機構が一連の運営業務を担っており、機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任及び事務の委託等が行われている。

5. 組合管掌健康保険(法6条)

健康保険組合は、その組合員である被保険者の保険を管掌する。

Hop!

1. 健康保険組合が管掌する健康保険を、「組合管掌健康保険」という。

6. 2以上の事業所に使用される者の保険者(法7条)

同時に2以上の事業所に使用される被保険者の保険を管掌する者は、厚生労働省令で定めるところによる。

第2節 全国健康保険協会

1. 設立及び業務(法7条の2)

- (1) 健康保険組合の組合員でない被保険者(以下単に「被保険者」という。)に係る健康保険事業を行うため、**協会**を設ける。
- (2) 協会は、次の①から⑥に掲げる業務を行う。
- ①一般の被保険者に係る**保険給付**及び日雇特例被保険者に係る**保険給付**に関する業務
 - ②**保健事業**及び**福祉事業**に関する業務
 - ③上記①、②に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって厚生労働大臣が行う業務以外のもの
 - ④上記①、②に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であって厚生労働大臣が行う業務以外のもの
 - ⑤**立入検査等**の規定による厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査を行う権限(健康保険組合に係る場合を除き、保険給付に関するものに限る。)に係る事務
 - ⑥上記①から⑤に掲げる業務に附帯する業務
- (3) 協会は、上記(2)に掲げる業務のほか、船員保険法の規定による**船員保険事業**に関する業務(同法の規定により厚生労働大臣が行うものを除く。)、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等(以下「**前期高齢者納付金等**」という。)及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下「**後期高齢者支援金等**」という。)並びに介護保険法の規定による納付金(以下「**介護納付金**」という。)の納付に関する業務を行う。

Step!!

1. 法人格(法7条の3)
協会は、法人とする。
2. 事務所(法7条の4)
 - (1) 協会は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所(以下「**支部**」という。)を各都道府県に設置する。
 - (2) 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
3. 登記(法7条の7-1項)
協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2. 定款(法7条の6)

Step!!

1. 協会は、定款をもって、目的、名称等所定の事項を定めなければならない。
2. 定款の変更は、原則として、**厚生労働大臣の認可**を受けなければ、その効力を生じない。

* 事務所の所在地の変更等一定の事項に係る定款の変更については、厚生労働大臣の認可を受ける必要はなく、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出ることである。(則2条の3)

3. 役員(法7条の9)

協会に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

Step!!

1. 役員(法7条の10)
 - (1) 理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。
 - (2) 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
 - (3) 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、協会の業務を執行することができる。
 - (4) 監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。
2. 役員(法7条の11)
 - (1) 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。
 - (2) 理事は、理事長が任命する。
3. 役員(法7条の12)
 - (1) 役員(法7条の12)の任期は3年とする。ただし、補欠の役員(法7条の12)の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (2) 役員(法7条の12)は、再任されることである。

4. 運営委員会(法7条の18)

- (1) 事業主(被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下同じ。)及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に**運営委員会**を置く。
- (2) 運営委員会の委員は、**9人以内**とし、**事業主、被保険者**及び協会の業務の適正な運営に必要な**学識経験**を有する者のうちから、**厚生労働大臣**が各同数を任命する。
- (3) 運営委員会の委員の任期は、**2年**とする。

Step!!

1. 定款の変更、事業計画並びに予算及び決算等の重要事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。(法7条の19-1項)
2. 上記の議を経なければならない事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。(法7条の19-2項)

5. 評議会(法7条の21)

- (1) 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに**評議会**を設け、当該支部における業務の実施について、**評議会の意見**を聴くものとする。
- (2) 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所の**事業主**及び**被保険者**並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な**学識経験**を有する者のうちから、**支部長**が委嘱する。

6. 協会の運営(法7条の25~7条の39)

Step!!

1. 事業年度(法7条の25)
協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
2. 事業計画等の認可(法7条の27)
協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、**当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

＊協会は、別に厚生労働大臣が定めるところにより、毎月の事業状況を翌
月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。（則2条の8）

3. 財務諸表等（法7条の28）

- (1) 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完結しなければならない。
- (2) 協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書（以下「事業報告書等」という。）を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、決算完結後2月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4. 会計監査人の監査（法7条の29）

協会は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

5. 各事業年度に係る業績評価（法7条の30）

厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。

＊厚生労働大臣は、評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

6. 秘密保持義務（法7条の37）

- (1) 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。
- (2) 上記(1)の規定は、協会の運営委員会の委員又は委員であった者について準用する。

7. 監督（法7条の39）

- (1) 厚生労働大臣は、次の①から③のいずれかに該当するときは、期間を定めて、協会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
 - ①協会の事業又は財産の管理若しくは執行が法令、定款又は厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき
 - ②確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、又は不当に財産を処分し、その他協会の事業又は財産の管理又は執行が著しく適正を欠くと認めるとき

③協会の役員がその事業又は財産の管理又は執行を明らかに怠っていると認めるとき

(2) 協会又はその役員が上記(1)の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、協会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができる。

(3) 協会が上記(2)の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、上記(2)の命令に係る役員を解任することができる。

*監督の規定は、健康保険組合についても準用されている。(法29条1項)

8. 準備金(令46条1項)

協会は、毎事業年度末において、**当該事業年度及びその直前の2事業年度内**において行った**保険給付**に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を含み、国庫補助の額を除く。)の**1事業年度当たり**の平均額の**12分の1**に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を**準備金**として積み立てなければならない。

第3節 健康保険組合

1. 健康保険組合(法8条・9条1項)

- (1) 健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者をもって組織する。
- (2) 健康保険組合は、法人とする。

Hop!

- 1. 日雇特例被保険者は、健康保険組合を組織する被保険者には含まれない。

Step!!

- 2. 健康保険組合は、その名称中に健康保険組合をいう文字を用いなければならない。また、健康保険組合でない者は、健康保険組合という名称を用いてはならない。(法10条)

2. 健康保険組合の設立(法11条～22条)

Hop!

- 1. 健康保険組合の設立には、任意設立と強制設立とがある。

Step!!

- 2. 任意設立(法11条・法12条・令1条の2)
事業主が単独で設立する健康保険組合を**単一組合**、2以上の事業主が共同して設立する健康保険組合を**総合組合**という。

[設立要件]

種類	被保険者の数	同意	認可等
単一組合	常時 700 人以上	事業所ごとに被保険者の2分の1以上の同意	規約を作り厚生労働大臣の認可を受ける
総合組合	合算して常時 3,000 人以上		

- * 2以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合においては、被保険者の同意は、各適用事業所ごとに得なければならない。
- * 健康保険組合の設立、合併、分割及び解散に関する厚生労働大臣の認可に係る権限は、地方厚生局長及び地方厚生支局長には委任されていない。